

教育旅行等における新型コロナウイルス 感染症対策への取組みのお願い

日光市 観光経済部観光課

2020年8月（初版）

2021年4月（改定）

2021年8月（改定）

2022年4月（改定）

新型コロナウイルス感染症対策への協力について

実施に際しては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、学校や学校設置者、宿泊施設、ガイド事業者等において適切に判断いただき、下記の各ガイドライン等を参考に、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めていただきますようご協力お願いいたします。

記

- ・旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き最新版（一般社団法人 日本旅行業協会）
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会）
- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（日本ホテル協会）
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
- ・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策（日本フードサービス協会）
- ・浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会）

本誌は、上記の各ガイドラインを参考にし、教育旅行等の各場面での感染症対策のポイントをまとめたものです。新しい生活様式で既に日常となっている「マスク着用」、「手指消毒」、「三密の回避」、「体調チェック」等の具体的な対応例などを挙げております。安心・安全な教育旅行が実施できるよう参考にいただき、ご協力をお願いいたします。

【 目 次 】

1. 各場面においての学校及び児童生徒の行動（例）について・・・ P 1～2
2. 各場面においての宿泊施設の対応（例）について・・・ P 3～4
3. 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口・・・ P 4
4. 体調不良の児童生徒が発生した場合のフローチャート（参考）・・・ P 5～8
5. ガイドツアーまたは体験学習等での対応（例）について・・・ P 9

1. 各場面においての学校及び児童生徒の行動（例）について

出発前に

- ・体温を含めた体調チェックを行う。

ホテル到着前の車中での降車準備について

- ・宿泊施設に到着前、児童生徒の体調を確認する。
- ・降車後、速やかに入館できるよう、部屋割のグループごとで行動する。
- ・入館前に「手指消毒」を行う。入館時の混雑回避や消毒によるアレルギーショック回避のため、手指消毒の方法については、事前に宿泊施設と相談いただくことが望ましい。(EX) 宿泊施設での手指消毒の増設または車中で除菌シートによる手指消毒の実施など
- ・マスクを着用する。
- ・ソーシャルディスタンスの確保かつ会話は控えめに移動する。

入館から部屋への移動

- ・宿泊施設により体温測定をする場合があるので、速やかに測定を受ける。
- ・会話は最小限に、速やかに部屋へ移動する。
- ・ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・マスクを着用する。
- ・壁には触れない。手すりの利用は必要最小限にする。
- ・部屋に到着後直ちにしっかりと手洗い、うがいをする（個人で用意したハンカチ等を使用する）。
- ・階数によりエレベーターの利用を控え、階段を利用する。また、エレベーター利用の際は、人数制限をする。

部屋から食堂または浴室までの移動

- ・しっかりと手洗い、うがいをして移動する（個人で用意したハンカチ等を使用する）。
- ・マスクを着用する。
- ・ソーシャルディスタンスの確保かつ会話は控えめにする。
- ・壁には触れない。手すりの利用は必要最小限にする。

食堂では

- ・入場時に手指消毒する。
- ・消毒場所での混雑を回避するため、距離を置いて班ごとに待機し、時間差で入室をする。
- ・食事中以外はマスクを着用する。(栃木県「会話する＝マスクする運動」の励行)
- ・対面での着席を避け、横並びで間隔を空けて着席する。
- ・会話は控える。

浴場では

- ・入浴は部屋割のグループ単位で時間制を設けるなど、過密状態を避ける。
- ・入室時に手指消毒する。
- ・対面での会話を控える。
- ・ソーシャルディスタンスの確保かつ会話は控えめで移動する。
- ・各自手提げバッグ等を持参し、その中に衣類を入れる。
- ・風呂桶など共用するものは使用前、使用後に必ず流水で洗い流す。
- ・退室時に手指消毒する。

部屋での過ごし方

- ・マスクを着用する。
- ・ソーシャルディスタンスを確保して会話する。
- ・入室後は必ずしっかりと手洗い・うがいを励行する。
- ・部屋をこまめに換気する。

部屋からバス乗車まで

- ・出発前に体温を含めた体調チェックをする。
- ・しっかりと手洗い、うがいをしてから移動する。
- ・マスクを着用する。
- ・ソーシャルディスタンスの確保かつ会話は控えめに移動する。
- ・乗車前または乗車後、手指消毒する。→ (EX) 宿泊施設設置の手指消毒の利用または車中で除菌シートによる手指消毒の実施。
- ・部屋割のグループで時間差を設け退室し、距離をとって移動し、速やかにバスに乗車する。

●下記事項について、事前に宿泊施設に確認いただけます●

記

- ・入館前の検温について
→ 検温を実施しているのか、また、実施している場合の方法は非接触タイプなのか。退館時（帰る時）に検温してもらえるか。
- ・使用している手指消毒について
→ アルコール消毒なのか。また、非アルコールタイプの消毒を用意しているのか。
- ・各部屋の感染症対策について
→ (薬用せっけん)、(うがい薬)、(紙コップ)、(空気清浄機)を設置しているか。

2. 各場面におけるの宿泊施設の対応（例）について

入館の際は

- ・ 消毒設備の設置場所及び手指消毒の実施をアナウンスする。
- ・ 体調不良の申し出をアナウンスする。
- ・ 館内におけるマスクの着用をアナウンスする。
- ・ 名簿を適正管理する。

館内での移動の際は

- ・ 部屋への案内は従業員による説明ではなく、文章や動画等を導入する。
- ・ エレベーター等はこまめに清拭消毒し、また、過密状態にならないよう乗車人数を調整する。

食事提供の際は

- 従業員は・・・
 - ・ 従事前の健康チェックと個人の健康・衛生管理を徹底する。
 - ・ マスクまたはフェイスシールドを着用する。
 - ・ お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。
- 食堂では・・・
 - ・ 出入口や手洗い場には消毒設備の設置。可能であれば、速やかに入室できるよう複数の設置が望ましい。
 - ・ 食事の説明などは文書にするなど、従業員との接触を最小限にする。
 - ・ 十分な換気を行う。
 - ・ 料理は個々の提供が望ましいが、ビュッフェの場合は、細心の注意を払い従業員による取り分けとし感染リスクの低減を図る。
 - ・ 参加人数、滞在時間を制限（時間をずらすなど）する。
 - ・ 椅子を間引くなど距離の確保に留意する。
 - ・ 座席は横並び着座の推奨、または、対面の場合はパーティションを設置する。
- お客様へのアナウンス（要請）は
 - ・ 手指消毒の励行。
 - ・ 体調不良の申し出。
 - ・ 食事中以外のマスク着用。（栃木県「会話する＝マスクする運動」の励行）
 - ・ 順番待ちなどでは、十分な間隔を空けて待つソーシャルディスタンスの確保。
 - ・ グループ間の安全確保のため、他グループと十分な間隔を空け、控えめな会話を促す。
 - ・ 回し飲みなどの禁止を注意喚起する。

浴場では

- ・過密状態を避けるため、入場人数の制限が望ましい。
- ・出入口や手洗い場には消毒設備を設置する。または、手洗い場に石鹼を備え付ける。
- ・十分な換気をこまめに行う。
- ・脱衣かごを使用せず、個々に手提げ袋を持参してもらうよう周知する。
- ・対面での会話を控えてもらうよう周知する。
- ・風呂桶など共有するものは使用後に流水で洗い流してもらうよう周知する。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

受診・ワクチン相談センター（コールセンター）

☎ 0570-052-092 【24時間対応】

受診・ワクチン相談センターでは診療・検査実施医療機関をご案内します。

4. 体調不良の児童生徒が発生した場合のフローチャート（参考）

このフローチャートは、関連機関等の情報を基に、感染リスクの低減に努めるため作成しました。学校や学校設置者、宿泊施設等におかれましては、随時、適切に判断いただくうえで、参考にさせていただきますようお願いいたします。

【体調不良を訴える児童生徒（以下、「有症状の児童等」という。）の発生】



(1) 学校は直ちに、宿泊施設のフロントへ連絡 ⇒ 宿泊施設は有症状の児童等との接触者用の部屋を確保してください。

(2) 学校は有症状の児童等の症状を確認し、宿泊施設のフロントへ伝えてください。

【症状確認時の注意】

・複数の先生で確認するのではなく、出来るだけひとりの先生が行ってください。
(濃厚接触拡大回避)

(3) 宿泊施設フロントは、学校からの報告に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合は、次の問い合わせ先を迅速に案内してください。

【症状】

発熱あり

発熱なし・咽頭痛・頭痛あり

息苦しさ・強いだるさ

味覚、嗅覚の異常

「受診・ワクチン相談センター」へ電話 ※4ページ参照

(4) 宿泊施設は学校と相談し、有症状の児童等の受診または検査が終了するまで、同室であった児童生徒など一定の接触があった児童生徒、先生を別室へ移動して、出来るだけ少人数で待機させてください。

・別室へ移動する際は、しっかりと手洗い、うがい、手指消毒を促し、マスクの正しい着用を要請してください。

・同室であった児童生徒については、体調を確認し、異変を感じている有症状の児童等がいた場合には、さらに別の部屋を確保し、接触を回避してください。

(5) 学校はコールセンターまたは医療機関で児童生徒の症状を伝え、医師等の指示に従ってください。

① 有症状の児童等と同室の児童生徒や担任（症状確認者）などの濃厚接触の疑いがあると思われる方については、引き続き別室で待機し、コールセンターまたは医療機関の指示に従ってください。

② 医療機関等へ搬送する場合は次のとおりお願いします。

◆ 自力で歩行が可能な場合・・・自家用車（※）、タクシーで医療機関へ移動

◆ 歩行が困難など重症感がある場合・・・救急車を要請

※・・・万が一の事態に備え、可能であれば随行用に車両（自家用車・レンタカー等）の確保をご検討ください。日光市内のレンタカー、タクシー会社については、一覧表をご参照ください。

なお、有症状の児童等の移送に際しては、運転手や同乗・同行する方の感染リスクが高まります。濃厚接触の拡大回避のため、「最小限で限られた方」での対応をお願いします。

【医療機関や待機場所までの移動手段について】

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には「マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する」よう求めています。ここでいう公共交通機関にはタクシーも含まれます。

このため、疑似症発生に伴う医療機関の受診に当たっては、滞在中の宿泊施設による送迎など、できる限り公共交通機関の利用を避けていただきますようお願いします。

また、諸般の事情により宿泊施設などによる送迎が難しいなどの理由からタクシーを利用する場合は、タクシー配車の手配時にタクシー会社に症状等の現状を伝えたくて配車を受けていただくようお願いします。ただし、各社の実情や手配時点での状況に応じ、可能な範囲での対応となりますので、あらかじめご了承ください。

日光市内のレンタカー会社

No	会社名	所在地	電話番号
1	ニッポンレンタカー 東武日光駅前営業所	日光市松原町 4-3	0288-54-0821
2	ニッポンレンタカー 鬼怒川温泉駅前営業所	日光市鬼怒川温泉大原 1060	0288-77-2020
3	日産レンタカー 日光駅前店	日光市松原町 1-7	0288-50-1523
4	トヨタレンタリース栃木 東武日光駅前店	日光市松原町 11-3	0288-50-1800
5	トヨタレンタリース栃木 下今市駅前	日光市今市 1104-7	0288-22-6200
6	ニコニコレンタカー 東武日光駅前店	日光市松原町 1-5	0288-53-1566
7	ニコニコレンタカー 鬼怒川温泉駅前店	日光市鬼怒川温泉大原 1391-14	0288-25-3334

日光市内のタクシー・ハイヤー会社

No	会社名	所在地	電話番号
1	日光交通(株)	日光市相生町 8-1	0288-54-1188
2	三英自動車(株)	日光市石屋町 422	0288-54-1130
3	(有)中央交通	日光市松原町 15-13	0288-54-2138

4	大和交通(株)	日光市相生町 177	0288-54-1515
5	今市タクシー(株)	日光市今市 495-1	0288-21-5211
6	丸通ハイヤー今市支店	日光市中央町 1-6	0288-22-0038
7	(株)鬼怒川タクシー	日光市鬼怒川温泉滝 518	0288-77-0033
8	(有)川治観光タクシー	日光市川治温泉川治 185	0288-78-0240
9	(有)足尾観光タクシー	日光市足尾町上間藤 13-8	0288-93-2222
10	川俣タクシー	日光市川俣 591-26	0288-96-0145

(6) 医療機関受診後の対応は、次のとおりお願いします。

有症状の児童等がPCR検査を受けた場合	有症状の児童等がPCR検査を受けない場合
<p>【有症状の児童等は・・・】 PCR検査を受けた有症状の児童等は、感染拡大防止のため、原則、宿泊施設に戻ることにはできません。ただし、他の利用者と別の動線を確認できる場合など、条件によっては戻ることが可能な場合がありますので、宿泊施設に事前にご確認ください。</p> <p>なお、戻ることができない場合は、自宅等への移送について、保護者等に迎えに来てもらうなど、学校でご判断をお願いします。</p> <p>【有症状の児童等と濃厚接触のあった児童生徒及び先生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退館まで引き続き別室での待機が必要となります。 ・共有スペースの利用は控えていただくので、食事は部屋食で対応してください。 ・別室待機中に有症状の児童等が出た場合は、さらに別室を用意し、症状のない児童生徒を移動させてください。 ・バス乗車（移動）については、濃厚接触の可能性のある児童生徒及び先生とそれ以外の児童生徒及び先生を一緒に同乗させないでください。 	<p>有症状の児童等が受診し、医療機関からPCR検査を実施しない判断がなされた場合は、受診後、宿泊施設に戻ることになります。</p> <p>有症状の児童等と同室であった児童生徒及び対応・同行等を行った先生の待機方法については、医療機関に確認し、その指示に従ってください。</p>

[日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金]

日光市外から日光市を訪れる教育旅行等、又は日光市内から日光市外に旅行する教育旅行等において、旅程中に具合の悪い場合や新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があるなど、児童生徒が緊急的な帰宅を余儀なくされた場合に、帰宅に要する交通費を補助します。

※帰宅に要する交通手段は、各学校において確保をお願いします。

◆対象となる教育旅行

次の2つの事項を満たす教育旅行

- (1) 日光市外の学校については、日光市内に1泊以上の宿泊を伴うものを対象とし、日光市内の学校にあつては、日光市外に1泊以上の宿泊を伴うものを対象とする。
- (2) 旅程期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日の間にあるもの。

◆対象となるケース

教育旅行の児童生徒が旅程中に具合が悪くなった場合や新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性がある場合

◆対象となる交通費

有症状の児童等が公共交通機関、貸切バス及びタクシー等を利用して日光市内から居住地へ移動する際の交通費

又は

保護者等が自家用車により有症状の児童等を送迎する際の日光市内と居住地の往復分の交通費（1kmにつき37円）

※ 特に必要と認められる場合に限り、上記を組み合わせた交通費を対象とする。

※ 補助対象となる移動区間の範囲は、日光市内～学校

◆助成額

次の(1)～(3)のうち、最も少ない額

- (1) 実際に要した交通費（保護者送迎の場合は「37円×片道の移動距離×2」で計算）
- (2) 10,000円×対象生徒数
- (3) 1校につき40万円

◆申請方法（各様式は、日光市ホームページからダウンロード可能）

教育旅行等を企画した旅行会社、学校等から

[帰宅前] 必ず日光市観光課に事前協議

電話 0288-21-5170 / FAX 0288-21-5121

[帰宅後] 根拠資料を添付して申請書類を提出

5. ガイドまたは体験型学習での対応（例）について

屋外の場合

- ・参加前の体調チェックをする。
- ・手指消毒する（除菌シートなど）。
- ・マスクを着用する。
- ・移動の際は距離をとり、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・対面での会話を控える。
- ・説明を聞く際は、横並びで間隔を空ける。
- ・可能であれば、ガイドはマスクとフェイスシールドの二重カバーにより飛沫感染を防止する。

屋内の場合

- ・参加前の体調チェックをする。
- ・手指消毒する（除菌シートなど）。
- ・マスクを着用する。
- ・対面での会話を控える。
- ・対面での着座は避け、横並びや一席空けて着座する。
- ・可能であれば、ガイドはマスクとフェイスシールドの二重カバーにより飛沫感染を防止する。
- ・十分な換気をこまめに行う。